

# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和 年 月 日)

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-20-0561 担当 吉田 克也

## 2 いずみの里居宅介護支援事業所の概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 事業所名        | いずみの里居宅介護支援事業所                              |
| (2) 所在地         | 邑楽郡大泉町北小泉1丁目26番1号                           |
| (3) 介護保険指定番号    | 1073100230                                  |
| (4) サービスを提供する地域 | 大泉町・太田市・邑楽町・千代田町                            |
| (5) 職員体制 管理者    | 1名  |
| 介護支援専門員         | 4名 (管理者1名含む)                                |
| (6) 営業日及び時間     | 月曜日から土曜日まで 午前8時30分～午後5時30分 (日曜、祝日、年末・年始は休日) |

## 3 サービスの主な内容

- (1) 要介護認定の代行申請
- (2) 要介護認定の訪問調査
- (3) ケアプラン作成
- (4) サービス事業所との連絡調整
- (5) 介護相談
- (6) 介護予防ケアプラン作成
- (7) その他、必要に応じて支援致します

## 4 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき介護度1・2の場合10,860円、介護度3・4・5の場合は14,110円を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日各市町村役場の介護保険課の窓口提出し全額払戻を受けられます。

### (2) 交通費

前記2の(4)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要となる場合があります。

### (3) その他

上記の料金以外の費用が発生した場合、速やかにご説明致します。

## 5 サービスの利用開始

### (1) サービスの利用開始

まずは電話等で申し込みをして下さい。当職員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### イ (お客様のご都合でサービスを終了する場合)

文書でお申し込み下されば何時でも解約できます。

#### ロ (当社の都合でサービスを終了する場合)

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ハ (自動終了)

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1・要支援2と認定され、新予防給付の対象となった場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

## 二 (その他)

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合、文書で通知をすることにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 当居宅介護支援事業所の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者の立場に立って要介護者と介護者の意思及び人格を尊重し、本人と家族の希望ならびに本人について把握された解決すべき課題に基づき、その地域における居宅サービス事業者を適切に選択できるような情報を開示して継続的なケアマネジメントを行うことを目的とする。

### (2) 居宅介護支援の実施概要

ケアプラン作成手法 居宅サービス計画ガイドライン

### (3) サービス利用のため

介護支援専門員の変更を受け付けております。また、介護支援専門員への研修を実施しています。

### (4) 担当利用者数について

職員一人当たりの担当件数は標準担当件数（4.5件未満）で、適切なケアマネジメントができるように実施しています。

### (5) 特定事業所加算（Ⅱ）の適合事業所です。

### (6) 初回加算、退院退所加算、ターミナルケアマネジメント加算、通院時情報連携加算等を算定しています。

## 7 サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

### (1) 当事業所の苦情相談窓口

|         |                 |              |
|---------|-----------------|--------------|
| 苦情受付担当者 | 川神千明（主任介護支援専門員） | 0276-20-0561 |
| 苦情解決責任者 | 吉田克也（管理者）       | 0276-20-0561 |

### (2) その他

|                |              |
|----------------|--------------|
| 群馬県国民健康保険団体連合会 | 027-290-1363 |
| 大泉町役場 高齢介護課    | 0276-55-2632 |
| 太田市役所 介護サービス課  | 0276-47-1856 |
| 邑楽町役場 福祉介護課    | 0276-88-5511 |
| 千代田町役場 住民福祉課   | 0276-86-2111 |

## 8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、直ちに、市町村・利用者の家族・関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9 当事業所の概要

名称 社会福祉法人 豊延会 いずみの里居宅介護支援事業所

代表者 理事長 真下延男

主たる事務所の所在地 群馬県邑楽郡大泉町北小泉1丁目26番1号

電話番号 0276-20-0561

定款の目的に定めた事業

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 障がい者支援施設 イシノ療護園 | 2 ライフサポート イシノ       |
| 3 介護老人保健施設 いずみの里  | 4 いずみの里居宅介護支援事業所    |
| 5 小規模多機能ハウス あさひ   | 6 地域密着型特別養護老人ホームあさひ |

# 重要事項説明書確認証

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目26番1号

名称 いずみの里居宅介護支援事業所 印

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け受領しました。

利用者 住所  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印